

政令第 号

水先法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第四条第三項、第三十三条及び第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五万トン」を「六万トン」に改め、同条第二項中「二万トン」を「三万トン」に改める。  
別表第一尾鷲水先区の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

近年の水先業務を取り巻く状況の変化に鑑み、二級水先人及び三級水先人の資格を有する者が水先業務を行うことのできる船舶の範囲を拡大する等の必要があるからである。